

白糠町地域材利用推進方針

平成24年9月4日策定

令和5年3月23日変更

第1 趣旨

白糠町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、白糠町内又は北海道内の森林から産出され、加工された木材（以下「地域材」という。）の利用の促進を図るため、建築物及び公共土木工事（以下「建築物等」という。）などにおける地域材の利用の促進に関する基本的方向等を定めるものである。

第2 建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物等における地域材の利用の促進の意義

(1) 地域材の利用の促進の意義

地域材の利用を促進することは、白糠町の「第1次産業の再興と振興」及び「もう一度山づくりの原点に戻り、循環型の林業・林産業の再興に努め、木を植える。」というまちづくりの目標に寄与するものである。

これまで、木材などの林産物の供給などを通じて森林を支えてきた林業及び木材産業等は、木材価格の低迷などにより事業活動が停滞し、加えて、伐採の増加に造林が追いつかず伐採跡地が増加するなど、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や木材の安定的供給に支障を来すことが懸念されている。

このような現状において、木材は再生可能な資材であり、地域材の需要を拡大することは、森林の適正な整備・保全につながり、林業・林産業など地域経済の活性化、雇用の創出、さらには脱炭素社会の実現及び資源循環型社会の形成に貢献することが期待される。

また、優良な地域材の地産地消を進めながら、林業の発展をめざすことで、白糠町民共有の財産としての森林を健全な状態で未来に引き継ぐことが重要である。

(2) 地域材の利用の促進の効果

公共建築物等は、広く町民一般の利用に供されることから、町自ら率先した地域材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的な情報発信を行う

ことにより、町民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会、木材の特性、地域材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物のみならず、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体に地域材の利用を促進することにより、地域材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物や建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

2 公共建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

町は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、可能な限り公共建築物における地域材の利用に努めることとする。

(1) 町の役割

町は、その整備・施工する建築物等における地域材の利用に努めるとともに、建築物等における地域材の利用のより効果的な促進に努めるものとする。

また、地域の実状に即した独自の施策の充実を図り、国及び北海道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

(2) 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携

町以外の者であって建築物等を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本推進方針を踏まえ、町が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、建築物等における地域材の利用の促進及び整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に努めるものとする。

(3) 地域材の供給及び利用と適正な森林整備の両立

建築物等における地域材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と地域材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、町が講ずる関連施策に協力しつつ、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再生林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の証明された地域材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

(4) 町民の理解の醸成

本町では、平成18年度から林業、林産業、建設業など地場産業の振興策と

して白糠町地域材利用促進事業により一般住宅建築への助成を行っているが、さらなる地域材の利用の促進に向けた町民の理解の醸成が不可欠であることを踏まえ、森林環境教育や木育等に加え、森林資源を循環的に利用することの環境面からの意義や有効性、木材を住環境に利用することによる健康面での利点等について、町民への普及啓発に努めるものとする。

特に、木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、建築物における地域材の利用の意義について、多くの町民の理解を得られ、地域材の利用促進が町民運動となるよう、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

第3 建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき建築物等は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設、運動施設、社会教育施設、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業に供される庁舎、町職員住宅等が含まれる。

(2) 町以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

これらの建築物には、町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物が含まれる。

2 公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物等における地域材の利用の促進に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進を図るものとする。

(1) 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当たっては、特に3の木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

(2) 建築材料以外の地域材の利用の促進

公共建築物において使用される備品及び消耗品について、地域材を原材料と

して使用したものの利用の促進を図る。さらに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

(3) その他地域材の利用の促進に向けた取組

建築物等における地域材の利用を担う設計者や地域材の加工技術者その他の人材の育成、公共建築物の利用に適した地域材の供給体制の整備など総合的な施策の推進に努めるものとする。

3 木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、地域材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすることは又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

第4 町が整備する公共建築物等における地域材の利用の目標

1 木造化の推進

町は、整備する公共建築物のうち、第2の3の木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則として木造化を推進するものとする。

2 内装等の木質化の推進

町は、その整備する公共建築物について、町民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

3 その他地域材の利用の推進

町は、地域材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入及び地域材を原料とした燃料の調達に努めるものとする。

第5 建築物以外での地域材の利用の促進

町は、建築物での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、建築物以外での地域材の利用を促進するものとする。

1 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の推進

町は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用を推進するとともに、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所では木材又は木製品を用いた工種・工法を検討し、地域材の利用に努めるものとする。

2 住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進

住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、建築関係者や木材製造業者と連携し、住宅等における地域材の利用を促進するものとする。

第6 建築物等の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

建築物等における地域材の利用の促進を図るためには、当該施設の建設に必要な地域材が低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、森林所有者、森林組合・素材生産業者等の林業事業者、製材業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業用機械の導入、森林施業の集約化等による低コスト林業の推進、地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物等の整備における地域材のニーズに応じた適切な供給のための地域材製造の高度化及び流通の合理化等を推進するものとする。

第7 その他建築物等における地域材の利用の促進に関する重要事項

建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な地域材調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、建築物等の整備に当たっては、建設コストのみならず維持管理や解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断したうえで、地域材の利用に努めるものとする。